

地方独立行政法人制度の概要

総務部行政改革課

1 目的

地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務・事業の確実な実施を図り、住民の生活の安定、地域社会及び地域経済の健全な発展に資する。

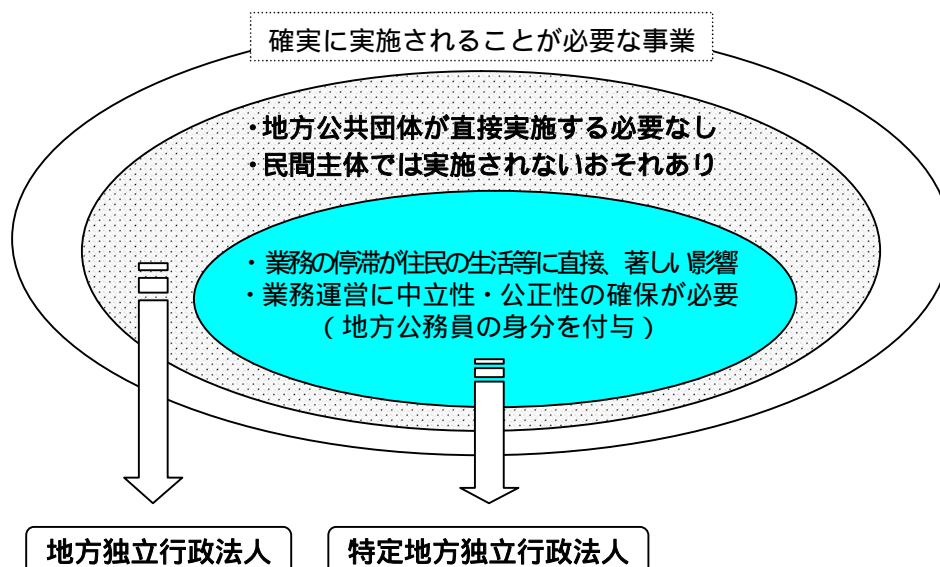
目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

目標による業務管理	中期目標・中期計画・年度計画に基づき、計画的に業務を運営・管理
適正な業務実績の評価	評価委員会が法人の業務実績を定期的に評価して、必要に応じて勧告
業績主義の人事管理	法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み等を確立
財務運営の弾力化等	原則として企業会計原則により業務運営 経営努力で生じた毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充当可
積極的な情報公開	中期目標等、財務諸表、業務実績、評価結果、給与の支給基準等広汎な事項をインターネット等の活用により積極的に公開

2 定義

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

【地方独立行政法人イメージ】



3 対象業務

試験研究

大学の設置・管理

公営企業に相当する事業の経営（8事業）

水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院

社会福祉事業の経営

特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等

その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

介護老人保健施設、会議場施設、展示施設、見本市場施設

4 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣が認可（公立大学法人は総務大臣及び文部科学大臣）。

5 財産的基礎等

出資者は地方公共団体に限る。

6 役職員の身分等

- ・業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）。
- ・設立団体から法人への職員の引継、退手の通算等について、適切に手当て。
- ・理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

7 職員の引継ぎ等

設立団体が行っている業務に相当する業務を引き続き行う法人（移行型地方独立行政法人）に関して、次のような特例措置がある。

- ・条例で定めるところにより、別に辞令を発せられない限り、法人の職員となる。
- ・設立団体から法人へ承継された職員が、当該法人を退職する際の退職手当の支給に当たっては、設立団体の在職時からの在職期間を通算。

8 目標による管理と評価の仕組み（法第25～31条）

- ・「目標 計画 評価 業務運営への反映」という流れを義務づけ。
- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て策定。
- ・中期計画（3～5年）は、法人が作成し、設立団体の長が認可（公営企業は議会の議決）。
- ・年度計画は、中期計画に基づき法人が作成し、設立団体の長に届出、公表。
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。

9 地方独立行政法人評価委員会の設置

法人の各事業年度及び中期目標に係る業務の実績に関する評価等を行うため、設立団体の附属機関として評価委員会を設置（条例で規定）。

10 財務及び会計

- ・事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで。
- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成・公表し、設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

11 財源措置等

- ・設立団体は、法人に対し、業務運営に必要な金額の交付が可能（使途の内訳を特定しない「渡しきりの交付金」であり、法人の判断により運用）。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債権発行をすることができない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て認可。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

12 特例規定

(1) 公立大学法人

- ・役職員の身分は非公務員とする。
- ・理事長は、原則学長を兼務。
- ・学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関及び教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置。
- ・評価委員会は、評価を行うに当たって認証評価機関の評価を踏まえる。

(2) 公営企業に相当する事業

- ・中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

13 その他

- ・設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続。

都道府県における地方独立行政法人の導入等状況

平成19年9月現在
長野県総務部行政改革課

都道府県	導 入 済		導 入 予 定	
	導入時期	法 人 名	導入予定時期	施 設 名
北海道	H19.4	公立大学法人札幌医科大学		
青森県			H20	青森県立保健大学
岩手県	H17.4	公立大学法人岩手県立大学		
	H18.4	地方独立行政法人工業技術センター（特）		
宮城県	H18.4	地方独立行政法人宮城県立こども病院（一）	H21	宮城大学
秋田県	H16.4	公立大学法人国際教養大学	H21	脳血管研究センター、リハビリテーション・精神医療センター
	H18.4	公立大学法人秋田県立大学		
山形県			H20	県立日本海病院（市立酒田病院と統合）
			H21	山形県立保健医療大学、山形県立米沢女子短期大学
福島県	H18.4	公立大学法人福島県立医科大学		
	H18.4	公立大学法人会津大学		
東京都	H17.4	公立大学法人首都大学東京	H21	健康長寿医療センター（仮称）（老人医療センター、老人総合研究所）
	H18.4	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（一）		
福井県	H19.4	公立大学法人福井県立大学		
静岡県	H19.4	公立大学法人静岡県立大学	H20	県立3病院（総合病院、こども病院、こころの医療センター）
愛知県	H19.4	愛知県公立大学法人（愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知県立看護大学）		
三重県			H21	三重県立看護大学
滋賀県	H18.4	公立大学法人滋賀県立大学		
京都府			H20	京都府立大学、京都府立医科大学
大阪府	H17.4	公立大学法人大阪府立大学		
	H18.4	地方独立行政法人大阪府立病院機構（特）		
奈良県	H19.4	公立大学法人奈良県立医科大学		
和歌山県	H18.4	公立大学法人和歌山県立医科大学		
鳥取県	H19.4	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（特）		
島根県	H19.4	公立大学法人島根県立大学（島根県立大学、島根県立大学短期大学部）		
岡山県	H19.4	公立大学法人岡山県立大学		
	H19.4	地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（特）		
広島県	H19.4	公立大学法人県立広島大学		
山口県	H18.4	公立大学法人山口県立大学		
福岡県	H18.4	公立大学法人福岡県立大学		
	H18.4	公立大学法人福岡女子大学		
	H18.4	公立大学法人九州歯科大学		
長崎県	H17.4	長崎県公立大学法人（長崎県立大学、県立長崎シーボルト大学）		
熊本県	H18.4	公立大学法人熊本県立大学		
大分県	H18.4	公立大学法人大分県立看護科学大学		
	H18.4	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学		
沖縄県			H21	沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学
		22都道府県、31法人（特定4、一般27）		

注1）（特）：特定地方独立行政法人（公務員型）、（一）：一般地方独立行政法人（非公務員型）

注2）大学は一般地方独立行政法人

注3）市町では9法人が設立